

様式第 2 号（政務活動実施報告書）

平成 2 6 年 9 月 4 日

井原市議会議長

宮地 俊則 様

井原市議会議員 柳井一徳

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実 施 期 間	平成 26 年 8 月 28 日～8 月 29 日
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	開催場所：東京都千代田区神田駿河台 2－3 池坊東京会館 TKP 御茶ノ水会議室 5 階 5 0 4 号室 研修会名：地方議会議員セミナー in 東京
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	8 月 2 8 日（木） 1 3：3 0～1 7：0 0 議会基本条例と議会改革について 8 月 2 9 日（金） 9：3 0～1 2：0 0 議員の発言について
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	明治大学政治経済学部講師 全国市議会議長会調査広報部参事 廣瀬和彦氏
5. 活 動 内 容	議会基本条例や、議員間の自由討議の仕方や討議に臨む姿勢 そして、質問と質疑の違いについて、また、一般質問では疑問 点を追求し自分の意見を述べる事など自分自身の資質を高め しっかりと勉強し討議ができる議員になるために受講した。 詳細は別紙のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後 2 週間以内に提出すること。

2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

8月28日

議会基本条例と議会改革をテーマに受講

- ① 自由討議の意義と留意点 ② 反問権の問題点と活用 ③ 文書質問の意義と活用
④ 議会報告会の活用と留意点 ⑤ 地方自治法96条2項の活用

それぞれについて合計3時間半の講義で特に自由討議と議会報告会の項目が中心であった。自由討議ではテーマを十分に理解し勉強して望むことが大切で自分の意見をしっかりと述べるのが重大であり、議会報告会ではテーマごとの分野で意見交換会が望ましく、各市議会で開かれる内容を再検討することも必要である。また、開催時期は年1回を10月か11月に行い、執行部の次年度予算ヒアリング前に照準を合わせて、住民の予算陳情の場とするのが望ましいとのことで感心させられた。今までのように住民に来てもらう方法ではなく議会側から婦人会、PTA 総会、子ども会、老人会などに出向いて行くほうが望ましい。そして議会で条例を立案するべきだが、政策条例はなかなか困難なので理念条例から取り組み立案すべきであるということも一考すべき内容であった。

8月29日

議員の発言をテーマに受講

- ① 質問・質疑の意義と相違 ② 一部事務組合等に対する質問の是非 ③ 発言取り消し方とその方法 ④ 議員の発言と判例を踏まえた発言に対する責任

2時間半の講義で興味深かったのは質問と質疑の違いで、いわゆる一般質問は監視機能による質問で、疑問点を挙げて質問をして自分の意見を述べるのが大事であり、質疑は純粋に疑問点を問いたただけで自分の意見は述べられない。また、事務組合では組合により組合議会がありそちらで質問するべきで行政執行部に対しては事務組合、第3セクターに關しての質問はしない方がよい。質問の通告は議運召集日3日前までに行う自治体が多く、そこで重複質問がわかるので調整はしたほうが良いが困難なのが実態である。そして、一般質問を行うなかで疑問点を追求するが、執行部に対して要望はしないほうが望ましい。あくまでも監視機関が議会である認識を持つことが大事である。発言に関しては最近の都議会でのセクハラ発言などがあり市民も注目している。不穏当発言は相手の身になって聞くと不愉快になる、不快感を覚えるなどの発言や事実と異なる発言、プライバシーに関する発言などであり、侮辱を受けた議員は発言議員に対して、懲罰を科するよう要求できる処分要求などで対応できる。また、その発言を取り消しても当該発言に対する議員の責任は消滅しない。以上のことから、我々議員は市民の期待に応えられるよう、襟を正し、真摯に政務活動に取り組み、自分の意見を持ちしっかりと討議し、条例が立案できる議員となれるよう勉強を重ね、また本来業務の行政の監視機能を厳しい目で発揮しなければならないと改めて痛感した2日間であった。

平成 2 6 年 9 月 5 日

井原市議会議長
宮 地 俊 則 様

井原市議会議員 三 宅 文 雄

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実 施 期 間

平成 2 6 年 8 月 2 8 日～ 8 月 2 9 日

2. 研修会等の開催地または視察、要請・陳情活動先

東京都千代田区神田駿河台 2－3 池坊東京会館
T K P 御茶ノ水会議室 5 階 5 0 4 号室

3. 研修会等の名称または視察、要請・陳情活動内容

地方議会議員セミナー in 東京

4. 研修会等の講師名または視察、要請・陳情活動先の担当者名

明治大学政治経済学部講師・明治大学公共政策大学院講師
全国市議会議長会調査広報部参事・日本経営協会（NOMA）講師・
市町村アカデミー講師・日本自治総合学会幹事・地域科学研究会講師
廣瀬 和彦 氏

5. 活 動 内 容

8 月 2 8 日（木） 1 3 : 3 0 ～ 1 6 : 3 0

○議会基本条例と議会改革について

I 議会改革と議会基本条例

（1）議会改革の必要性とその契機

＊ 地方公共団体における二元代表制は、採用されてから 6 0 年以上が経過しており、首長と議会が相互に牽制し、均衡と調和のもと、地方自治の円滑な運営をはかってきた。しかしながら、現状において、首長が与党的な勢力を議会内に形成することにより、監視機能が十分に機能しているとは言い難い。議会は議決機関としての役割を果たさず、追認期間となっている。政策立案機能も十分に果たしているとはいえない。

- * 住民の根強い議会不信を払拭するためには、議会改革が必要である。議員定数及び議員報酬の削減をも含め、住民の多様な意見を集約し、それを議会に反映することにより、住民から負託を受けた議会として、より役割を果たすための審議の充実、機能強化による議会改革が求められている。

(2) 議会基本条例とは

- * 議会の活性化と充実のために、議会運営に関する事項、及び情報公開、並びに住民参加を基本とすることを定めた条例である。
- * 他の一般条例に対して、上位にある自治体の基礎的な規範という位置付けを含めて、「基本条例」という名称が使われている。しかし、名称として「基本条例」を用いていても、他の条例に対して法的な効力の面で優越しているわけではない。
- * 議会基本条例を制定しただけでは、何の効果も生じない。「基本条例」を制定することは、議会改革をするための一つの手段であり、目的ではない。

(3) 議会基本条例の制定過程

- * 将来にわたって、議会改革を継続するために、条例として理念と成果を制度化した、いわゆる改革先行型。圧倒的に多いのは、条例先行型というタイプで他市における先進的な議会改革を条例に盛り込み、条例の制定を契機として、議会改革に取り組むことを目指すというものである。
- * 議会基本条例策定の具体的過程
 - ① 議会基本条例を策定する組織体制
 - ② 基本条例の理論の研究及び検討課題の設定
 - ③ 先進地の事例を研究する
 - ④ パブリックコメントの実施及び条例素案策定の検討
 - ⑤ ①～④を踏まえて、議会として基本条例をどう考え、最終的にどのように策定するのか
- * 検討課題
 - ① 議員の役割と任務
 - ② 議会基本条例の検討
 - ③ 議員定数の検討
 - ④ 議員報酬の検討
 - ⑤ 政務調査費の検討
 - ⑥ 議会の活性化の検討
 - ⑦ 市民へのわかりやすさと市民参加の検討
 - ⑧ 基本事項についての検討

II 議会基本条例制定の留意点

(1) 自由討議

- * 自由討議とは、議員間において意見交換や政策論議を行い、一致点や対立する論点を見つけることができる。対立する論点については、それぞれの議員が互譲や妥協をすることにより、どこまで歩み寄れることができるかがカギとなる。
- * 自由討議の必要性
 - ① 議会における審議の大部分が、執行機関との質疑・答弁による議論に終始してしまっており、議決機関としての議会の意思決定にあたっての、議員同士の意見交換や論点の抽出がほとんど行われていない。
 - ② 会期が短いことから、意見をいかに述べるのが困難であったり、少数者の意見の発表の場が制限されていたり、議会における徹底した論議が行われていない状況がある。
 - ③ 本会議や委員会の正規の議会活動の場でなく、馴れ合いの事実上の場において、執行部への事実上の要望等において実現を図る場合があり、行政執行が不透明なる場合がある。

＊自由討議の問題点と課題

- ①議会において会派制を引いていると、自由討議の効力が半減すること。
- ②発言順序や発言時間等の制限を付すことは適当でないこと。
- ③自由討議の場が議員の演説の場になってしまうこと。
- ④議員同士による議論をすること自体が困難であること。

(2) 反問権

＊法律上、執行部が議員に対し質問する反問権又は質問権は、地方自治上根拠規定がない。質問権は、議会が有する執行機関の行う執行行政を、監視する権限である監視権に由来するものである。議会は当該団体の事務について、執行権を与えられていない。

＊反問権の必要性

- ①議員が政策提言した事業について、予算上の措置がない場合にただす場合
- ②議会としての意思がどこにあるのかを執行部として疑義をただす場合
- ③首長が述べた意見に対し、議会としてどう考えるか問う場合
- ④執行機関への質問が不明瞭な場合に、その意図するところをただす場合

＊反問権の効果としては、議員が、無責任な政策提言や意見表明を行うことを抑止する効果がある。また当該団体の事務に関し、研究・研鑽に励み、質問自体が秩序だてられるという効果がある。留意点としては、首長と議会が政治的な立場等から、感情的な対立を引き起こしているような状況においては、理性的な反問権の行使がなされない場合がある。

(3) 文書質問

＊地方議会では現在、会議規則で口頭による質問を原則としている。文書質問を行うことを地方自治法は禁止していないため、会議規則において、質問は原則口頭で行い、例外として、文書によることができるとする規定を設けることは可能である。

＊文書質問の必要性

- ①会期中の予定された期間以外の日に質問したくてもできない。
- ②小会派や一部の議員は質問の持ち時間が少ないため、質問したくてもできない状況がある。
- ③口頭による質問を補完する必要がある。

＊文書質問運用に当たっての留意点

- ①乱用を防止するために、会期中における回数に制限を設ける。
- ②質問は文書回答ができる、時間的余裕を設けること。
- ③文書質問及び回答は、議員全員に配布し、会議録に掲載すること。

(4) 議会報告会

1、意義と機能

意義⇒議会報告会とは、市政や議会活動について住民に報告するとともに、住民との意見交換を通じて、政策形成に資することを目的としてなされる、議会の広報公聴活動の一形態である。

機能⇒住民に対する市政や、議会活動等の報告である広報機能、及び住民からの質疑・意見・要望を聴取する公聴機能がある。公聴機能には、議員と住民が自由に意見交換を行う形態と、福祉や教育等の分野ごとにテーマを決定し、意見交換を行う形態に分かれる。

2、議会報告会と議員報告会の相違

- ＊議会報告会は報告の主体として、議会が行う広報公聴活動である。
- ＊議員報告会又は会派報告会は、議員又は会派が主体となった広報公聴活動である。

3、対象地区と実施回数

- ＊対象地区 ①行政区又は小学校区等を単位とするもの

- ②合併前の旧市町村を単位とするもの
- ③都市計画マスタープランにおける地域を単位とするもの
- ④人口の集積を基準とした地域を単位としたもの
- *実施回数
 - ①年4回開催している議会もあるがはっきりいってきびしい
 - ②年2回（5月と11月）開催できることが理想的である
 - ③年1回（10月又は11月）開催している議会が最も多い

4、班編成と派遣地域の決定方法

（ア）班編成

- *一般的に期別、年齢、所属会派、所属委員会等を考慮して、決定する方法が多く採用されている

（イ）派遣地域の決定

- *班ごとに、議員任期中に報告対象地区を回れるように協議・決定する方式
- *抽選により決定する方式
- *議員の希望を取り入れ、派遣地域を決定する方式

5、公務との関連性

- *議会基本条例に議会報告会を行う旨を規定したとしても、直ちに議会の正規の議会活動の範囲に入らず、公務とはならない。
- *地方自治法第100条第13項に基づき、議員派遣の手続きを取るのが適当である。

6、住民の質疑・意見の傾向

- *開催直後⇒議会に関する経費・批判中心
- *1～2回経過後⇒住民の利害関係に関する要望中心
- *3回目以降⇒議会の役割を踏まえたうえでの要望中心

7、報告会参加議員の発言留意点

- *議会が意思決定した事項につき、議会を構成する一員として行うべきものであるため、原則として個人としての意見を述べるのは適当でない

8、報告会資料と報告会参加議員の役割

- *議会だより
- *議会基本条例に関する資料
- *議会の役割に関する資料
- *定数・報酬に関する資料

9、議会報告会の課題

- *議会の開会中又は閉会中における議員活動や政務調査活動への影響
- *議会報告会参加者数の伸び悩みと属性の偏り

（5）決算審議の活用

1、予算

- *一会計年度における歳入・歳出の見積もり金額である
- *予算を議決しないと行政サービスが執行できない

2、決算

- *予算に基づいて金銭の収支を計数的に整理したもの
- *決算を認定してもしなくても法的に特に問題とならない

3、決算審議のねらいと必要性

- *基本的には収支命令等に符号しているかどうか、計算に間違いはないか、収支は適法であるかどうかを確認するという目的
- *予算が初期の効果をあげたかどうか、不適当な事項はないか、将来の財政運営に反映させる事項はないかを指摘すること

（6）表決結果の公表

- *起立表決における留意点

①起立表決は会議規則第70条のとおり、議長が起立者の多少を認定して、

可否の結果を宣告するもの。それ故、起立の瞬間をとらえて人数を把握することは不可能である。

②賛否の数を明確にしたいのなら、投票表決による必要がある。

(押しボタン式採決やスマートフォン採決を実施している議会もある)

(7) 法 9 6 条 2 項の活用

1、法 9 6 条 2 項の趣旨

民主的な行政運営の要請と、執行機関による効率的な行政運営の調和を図り、地方公共団体の意思の決定機関としての議会の地位を尊重し、その機能を強化するため

2、法 9 6 条 2 項とは

前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で、普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関する事、その他の事由により、議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

3、9 6 条 2 項の対象とならない法定受託事務

＊国の安全に関する事項

＊施行令 1 2 1 条の 3 に定められた、武力攻撃事態等における、国民の保護のための措置に関する法律関係

＊施行令 1 2 1 条の 3 に定められた災害救助法施行令関係

4、9 6 条 2 項の対象とならない事項

＊ 法令が明瞭に、首長その他の執行機関の権限に属する事項については、事柄の性質上、首長その他の執行機関の権限に属すると解さざるを得ない事項

＊告示・公告・縦覧・登録等については、許認可の処分・入札・契約・職員の配置及び服務に関する事務

5、基本構想の取り扱い

＊基本構想とは、地域社会の特性に応じた当該市町村の地域発展の将来図及び、これを達成するために必要な振興施策の大綱を定めるものである。

＊平成 2 3 年 8 月から施行された、地方自治法の一部改正により、市町村長に基本構想の策定義務がなくなり、議会の議決を要する必要がなくなった。

「所 感」

平成 2 2 年 1 0 月 4 日付け、岡山県内のトップをきってこの地に発足した井原市議会基本条例。議会改革は、時代の急激な変動に伴う住民の要求でもあり、又地方議会に課せられた重要課題のひとつでもある。今回、この研修を受けてみて、感じたことはこの条例制定までのプロセスである。先輩議員はじめ、作成に当たられた皆様、本当に御苦労されたのであらうと改めて感じました。

議会基本条例のうち、主たる目的のひとつである「市民の声を聴く会」には、地元自治連合会の役員として 2 回、議員として 2 回参加させてもらいました。今年が第 4 回であったのですべてのこの会に出たことになります。最初の頃は、住民の方々も議員に対してガス抜きというか、フラストレーション発散の場になっていたような気がしました。給料が高すぎるとか、議会の人数が多すぎるとか、政務活動費の使い方等についても大変きびしい質問が多かったように思います。

しかしながら、最近では井原放送を通じて議会の状況も見ることが出来ますし、情報公開も進んで、インターネットで、市議会や議員の活動情報も、検索できるようになりました。議員の皆さん本当によく活躍されておられると思います。

私自身、市民の負託を得て議員になった以上、これからもより自己の研鑽につとめ、市民の幸せと安全安心の町作りのためにがんばらねばと改めて感じました。

8月29日（金） 9：30～12：00

○議員の発言について

I 議員の発言

(1) 質問

1、一般質問とは

＊議員が特定の議案とは関係なく、当該団体の行政事務全般について、原則として口頭で執行機関に見解を求めることである。

＊一般質問には三つの機能がある

- ①一般質問は、当該団体の事務全般を対象にして聞くことができる
- ②一般質問は定例会で行うことができ、臨時会では付議事件を集中して審議するため認められない
- ③一般質問では、当該団体の事務についての疑問点と自己の意見を述べることができる

2、質問通告書

＊質問通告書とは、会議規則62条2項に規定している。議長が定める一定の期間内に、質問を希望する議員が議長に対し提出する質問内容の要旨を記載した文書のことである。

＊質問通告書の必要性

- ①質問者の数の調整
- ②質問者の順序の調整
- ③執行機関の答弁の準備

＊質問通告書に関する留意事項

- ①質問通告書は詳細に記載すること

通告書の内容を詳細に書くことは、執行機関に有利になるのではなく、答弁するということは質問議員を通して、住民に伝えるものであるという質問の本質を考えるべきである。

- ②議会運営委員会で、質問通告書の提出期限を決定すること

理論的には、議会の活動は招集日から始まるので、議員は招集日以降に質問通告書を受理すべきである。しかし、実務上は会議規則62条2項により、議長が決定した提出期限とすることとなる。

- ③傍聴人に質問通告書を配布することが適当であること

傍聴人は議会の審議状況を「見て、聴く」ことが目的で来ている。質問通告書があれば、どのようなことを質問するのかがよく分かり、傍聴人は、余裕をもって傍聴できる。

- ④議員は、質問通告書事項をすべて質問する義務はないこと

一括質問・一括答弁方式をとっている場合、議員は通告事項をすべて述べるのが普通であるが、全部を述べなければならない義務はないが、運用として降壇する前に一定の発言をすることが適当である。

3、質問・質疑における事前聞き取りの是非

＊事前聞き取りを行う必要性（拒否してもかまわない）

＊事前聞き取りを行うことについての弊害の有無

4、質問の方法・回数

＊一括質問・一括答弁方式には、質問と答弁の間に時間的距離があり、また演壇で質問することは演説調になりやすい。一問一答方式の必要性を考えるべきである。

- ①一括質問・一括答弁方式のメリット

- ・傍聴人が理解しやすい
- ・論点が明確である
- ・答弁漏れが少ない

②一括質問・一括答弁方式のデメリット

- ・何度も同じ質問が出てくる
- ・執行部の答弁の負担が増加する
- ・質問数が減少する

＊質問回数については、各市議会の会議規則において、質問の回数を規定している。ただし例外として「特に議長の許可を得たときは、この限りではない」と規定している場合が多い。

5、質問・再質問の範囲

＊質問は会議規則62条1項のとおり、当該団体の一般事務について行うものである。裏を返せば当該団体の仕事以外のことは対象にならない。国会、地方議会の分担があることを留意する必要がある。質問は当該団体の一般事務を対象とするが、原則としてどの事務をさすのか、議会は執行機関に対し監視権を持っており、質問はその監視権の具体的な発動である。

＊一部事務組合に対する質問

一部事務組合や第三セクターに対する事項の質問については、当該団体との関係を考慮しなければならない。一部事務組合には、独自の議会が設けられている。従って、分担金の支出について等の一定の形式的な内容については質問が可能である。

＊質問の範囲に関連した留意点

①質問で首長の個人的見解を求めるのが可能か

議員は当該団体の事務について質問し、首長は、事務執行の最高責任者として答弁する。「公人としての市長」の答弁が明確でない場合にあっては、市長個人としての答弁を求めることはできない。

②議長に対する質問が可能か

議会事務局職員の任免権等、議会の内部問題について議長に対して質問する際には、三種類の処理方法がある。なお行政実例（昭29、11、24）の解釈もある。

③議会事務局長に対する質問が可能か

どのような立場で、議会事務局長が、本会議に出席しているのかを考える必要がある。

6、質問時間

＊限られた会期で、発言希望の議員に公平に発言を許可するためにはやむを得ない。持ち時間は議員が発言できる最大限の時間を指す。この時間全部を使い切る義務はない。

7、無通告による質問の取り扱い

＊会議規則52条では、通告による質問が終了したときは、無通告による質問をすることができると規定している。しかし、一般的には通告による質問者の人数、持ち時間等を議会運営委員会で調整、決定している。無通告発言を認めると、何のために議会運営委員会で調整し決定したのか、議会運営委員会としての重みが失われかねない。

8、重複質問

＊市の事務に関する重要な事項について、住民を代表して質問をするのであるから、複数の議員が同一事項をとりあげることは余りよくない。

＊重複質問をなくすためには、議会運営委員会で調整するという方法と、執行機関の答弁を簡単にしてもらう方法とがある

9、質問における要望

＊議会は要望団体ではない。議会は、住民から選ばれた議員が住民のニーズを本会議の場で反映し、執行機関に公式の所信や対策を求めるところである。住民のために政策論争をして知恵を出し合い、よりよい施策、経費の効率的

使用を図ることを目的とする。

1 0、質問における資料要求

- * 議会は言論の府であるから、口頭による質問・答弁を原則としている。
- * 議会によって対応が違う。会議における質問中に執行機関に対する資料要求は行わないと、議会運営委員会で申し合わせをしているところもあれば、情報公開条例に基づき入手し、委員会議決、議会議決によりそれぞれの委員、議員に配布しているところもある。

1 1、議場への携帯品の持ち込み

- * 近年、情報機器の発達により、本会議場・委員会室等での議員のパソコン・タブレット端末・説明用パネルの使用を許可する自治体がふえてきている。

(2) 質疑

1、質疑とは

- * 議題となった案件についての疑問点を提出者に聞くことをいう
- * 質疑をする際の注意事項
 - ① 議長が案件を議題とすることが必要
 - ② 発言の範囲は議題となった案件に限定される
 - ③ 議題となった案件の疑問点の解明に限定される
 - ④ 原則として提出者に対して疑問点をたずねるものである

2、質問と質疑の相違

* 質問

- ① 当該団体の事務全般を対象とする
- ② 疑問点と自己の意見を述べることができる
- ③ 原則、定例会でのみ行うことが可能である

* 質疑

- ① 議題となった案件が対象である
- ② 疑問点だけしか述べることができない
- ③ 定例会・臨時会を問わず行うことが可能である

3、委員会付託前の質疑と委員長報告後の質疑

- * 委員会付託前の質疑とは、提案説明後に議員が議案の内容に対し質疑を行うことで、国会とは異なり、市議会では議員全員が議案についての共通認識を持つことが可能である。
- * 委員長報告に対する質疑とは、委員会での審査の経過及び結果の報告について議員が委員長に対し行う質疑をいう。

(3) 発言の取り消し及び訂正

1、意義

- * 発言の取り消しとは、発言の趣旨の変更を伴うものについては議会の許可がいる。
- * 発言の訂正とは、原稿の読み違いや、見誤り等による発言に対する字句の変更がある場合には議長の許可がいる。

2、発言取り消しと発言訂正の範囲

- * どこまでが発言の取り消しに該当し、どこからが発言の訂正に該当するのかの範囲について基準はない。
- * 申し出者と議長の判断が異なるときは、勧告後、申し出の受け取りを拒否する場合がある。

3、発言訂正又は発言取り消しの手続き

- * 発言の訂正又は取り消しに当たっての手続きとして、会議規則 65 条により発言者の申し出に基づき、発言の訂正については議長の許可、発言の取り消しについては議会の許可を要する。申し出の理由により許可をしないことも可能である。

4、発言取り消し方法

- * 発言者自身による不穏当発言で、本人が発言の取り消しを行う場合
- * 法 1 2 9 条 1 項に基づく議長の秩序維持権による取り消し命令、又は取り消し留保の宣告の場合
- * 他の議員による発言取り消しを要求する動議が提出され可決した場合

5、発言の取り消し及び訂正が可能な期間

- * 発言の取り消し及び訂正は会期独立の原則により、当該発言が行われた会期中に限定される。従って会期が経過した場合、発言の取り消し及び訂正を行うことはできない。

6、発言取り消しと当該発言に対する議員の責任の関係

- * 発言の取り消しが議会において許可されても、責任が消滅するとはいえない。発言取り消しの効果によって、当該発言に対する議員の責任は消滅しない。

7、発言の取り消しと会議録の関係

- * 発言の取り消しが議会において許可された場合においても、当該発言は会議録原本に掲載される。配布用の会議録については会議規則 8 0 条により掲載しない。

(4) 発言の責任

1、発言自由の原則

- * 議会において、議員が何者にも拘束されず、自由に発言できることをいう。質問において議員が他人を誹謗中傷する発言をした場合、議員が行った発言に対する責任について、基本的に議員には発言自由の原則が認められている。
- * 発言自由の原則は、無制限に認められるかというところではない。発言内容による制約としては、地方自治法 1 3 2 条に規定している。議員の発言は住民全体を代表するものとして行うため、その内容には責任を持つ必要がある。

2、発言に対する責任

- * 国会議員については憲法 5 1 条により免責特権が規定されているが、市議会議員には付与されていない。従って民事、刑事の罪が被さることもある。

3、名誉毀損に対する判例

- * 一般質問において議員が政策論争や意見発表の域を超えて、誤った事実を述べるなどの行き過ぎた発言をした場合に、議員個人がその発言に対し損害賠償の責任を負うことになるかについては、平成 1 5 年 2 月 1 7 日付けの最高裁の判例がある。

II 議員に対する懲罰・侮辱

(1) 侮辱に対する処分要求

- * 侮辱に対する処分要求とは、議員は本会議又は委員会において他の議員から侮辱を受けた時、議長に対し侮辱した議員に懲罰を科すよう要求することができる権利をいう。侮辱に対する処分要求とは懲罰処分を意味する。

(2) 処分要求を行うことができる者と処分要求者の相手方の範囲

- * 処分要求を行うことができるものとは、侮辱を受けた議員のみである。
- * 処分要求の相手方とは、議会の構成員である議員のみである。

(3) 処分要求の要件

- * 処分要求書の記載事項

- ①侮辱された年月日
- ②会議の種類
- ③侮辱を与えた議員の氏名
- ④侮辱の内容

(4) 侮辱に対する処分要求

- * 侮辱に該当するかどうかの判断権は、侮辱を受けた議員の判断に委ねられている。客観性を考慮する必要はない。

- (5) 処分要求の制約
*場所⇒本会議及び委員会における議員の言動が対象
*時間⇒会議規則60条2項のとおり、侮辱を受けた日から起算して3日以内
*発言⇒本会議又は委員会における議員の発言に限定される。
- (6) 処分要求の審議
*処分要求の審議は懲罰の審議と同様である。処分要求の相手方は、一身上の事件に該当するため除斥してもらう。
- (7) 懲罰動議と処分要求の同時提出の可否
*処分要求と懲罰動議は同時に提出できない。ただし片方の審議が終了したのちに、同一会期中に提出することは可能である。
- (8) 執行機関による侮辱発言又は議員の執行機関に対する侮辱発言に対する措置
*執行機関が議員を侮辱する発言を行った場合、あるいは議員が一般質問中に執行機関に対し侮辱発言を行った場合には、処分要求をすることはできない。事実上の取り扱いで対応する必要がある。

「所 感」

議員となって丸1年を経過した。これまで4回の定例議会に出て、一般質問も4回させていただいた。これまでの一般質問では、執行部に反問権を行使されることも何度かあった。自分の考えばかりが先行して行って演説調になったこともあった。これまでに、議会を何回も経験している執行部の職員にとって、議員さんが何を言われているのか、さっぱり理解できないといわれても仕方のないような場面が何度かあった。新人議員ということで、大目にみてくれていた節もみてとれる。しかし、市民の負託を得て議員になった以上、質問権を放棄することは、私にはできない。議員としての任務であると同時に、最低限の権利であり、又義務でもあると思っている。これからも疑問に感じたことは、遠慮することなくどんどん質問していきたいと思う。

このたびの研修は、自分自身にとって本当に役に立ったと思う。特に一般質問においては、質問項目について、自分の準備不足であったところが数多くあったと感じた。反省することしきりである。まもなく定例議会が召集される。じっくり構え、初心忘るべからずのことわざもあるように、原点に立ち返って、これからの議員活動にまい進していきたいと思いました。

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。
2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

様式第 2 号（政務活動実施報告書）

26 年 9 月 10 日

井原市議会議長

宮地 俊則 様

井原市議会議員 大滝 文則

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実 施 期 間	平成 26 年 8 月 28 日～8 月 29 日
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	開催場所：東京都千代田区神田駿河台 2－3 池坊東京会館 TKP 御茶ノ水会議室 5 階 504 号室 研修会名：地方議会議員セミナー in 東京
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	8 月 28 日（木） 13：30～17：00 議会基本条例と議会改革について 8 月 29 日（金） 9：30～12：00 議員の発言について
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	明治大学政治経済学部講師 全国市議会議長会調査広報部参事 廣瀬和彦氏
5. 活 動 内 容	議会基本条例と議会改革について、及び議員の発言についての 基本的考え方と最近の地方議会の動向について、話を伺いまし た。各々の議会において議会改革の道のりはかなり険しいもの と感じる研修でした 詳細は別紙のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後 2 週間以内 に提出すること。

2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

1. 議会改革と議会基本条例

(1) 議会改革の必要性和その契機

◎なぜ議会基本条例制定をはじめとする地方議会の改革が必要であるのか？

↓
◎議会が二元代表制のもとにおいて議会が有する監視機能と政策立案機能を十分に果たしていないから！

(2) 二元代表制の意義及び現状と課題

◎意義：長と議会が相互に牽制し、均衡と調和のもと地方自治の円滑な運営を図っている。

↓
◎現状と課題：二元代表制は完全に機能していない

- ↓
- ① 長が与党的な勢力を議会に形成することにより議会の監視機能が十分に機能しない。
 - ② 長が議会に与党的な勢力を形成出来ない場合執行権を行使するのが困難になる場合がある。
 - ③ 政策立案機能がほとんど働いていない。
 - ④ 議決機関としての役割を果たさず、追認機関となっている。

まとめ；議会基本条例の制定過程の問題点

住民の根強い議会不信を払しょくするために必要に迫られて作った条例
先行型（とりあえず作ってみましょう型）

でなく、議会改革を継続して行うことにより積み重ね、議会改革を将来にわたって持続させるとともに、更なる議会改革を継続するために条例として改革の理念を制度化した（改革先行型）ものでないと効力が半減する。

2. 議員の発言について

(1) 質問

◎一般質問とは：議員が特定の議案とは関係なく当該団体の行政事務全般について、原則として口頭で疑問点と自己の意見を述べ、その上で執行機関の見解を求めること。

(三セク、一部事務組合についての質問は出来ない)

(2) 質疑

◎質疑とは？：議題となった案件についての疑問点を提出者に聞くことをいう。

(質問と違い自己の意見は述べず、疑問点だけについて述べる)

まとめ：質問と質疑及び討論について

いずれも同等に重要であるが、はなやかな一般質問の影で質疑、討論の重要性が見過ごされがちである。議会改革の為にも、よりいっそうの研鑽が必要であると感じました。